

議第54号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号の2を削り、同条第44号の2の表備考中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加える。

第4条第1項第3号中「（昭和23年法律第194号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月7日提出

三島市長 豊岡 武士